平成２２年（フ）第１７号
さいたま市緑区太田窪１丁目７番18号　ラフィーネコートイダ202号
債務者　堀内　貴文
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
埼玉県蕨市錦町２丁目７番10号　錦町２丁目住宅104号
債務者　須釜　節子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
さいたま市見沼区東大宮５丁目８番地６
債務者　松本　　操
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
さいたま市見沼区東大宮５丁目８番地６
債務者　松本れい子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
埼玉県鴻巣市中央12番14号
債務者　平松　　喬
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
埼玉県鴻巣市中央12番14号
債務者　平松　玉江
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
福井市今市町第６号48番地２
債務者　白崎五和雄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
福井県あわら市市姫２丁目15番20号
債務者　山本ひとみ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
長野市三輪５丁目５番0208号
債務者　亀田　昌久
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
長野市大字三輪1364番地３　田町コーポ101
債務者　戸谷　栄子（旧姓吉原こと吉原）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
岐阜県可児市皐ケ丘６丁目29番地
債務者　夏目　直美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第６９号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取800番地の２　渡辺ハイツ
債務者　相原　秀子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第３２号
三重県伊賀市上之庄828番地の１
債務者　井上　雅雄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第９８号
三重県四日市市城西町10番８号　山口ハイツ102
債務者　飯嶌　眞澄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
三重県いなべ市大安町宇賀新田23番地３
債務者　渡邉　保治
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
三重県四日市市笹川９丁目15番地８
債務者　尾川裕規夫
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
三重県四日市市朝明町2531―251　ヴィラ朝明102号、住民票上の住所岡山市北区白石542番地１
債務者　小本真紀男
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
三重県四日市市西浦２丁目３番12号
債務者　宮崎　景子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係